

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 伊藤 明彦
同 浅野 弥史

記

1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等

| | |
|---------|---------------|
| 財政部 | 資産マネジメント課、契約課 |
| 企画調整部 | 公共交通課 |
| 文化スポーツ部 | 文化創造都市課 |
| 都市整備部 | 河川整備課 |

(2) 監査の期間 令和7年1月7日から令和7年2月26日まで

(3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

ア 定例監査

| 部課等名 | 監査の結果 |
|------------------|---|
| 財政部 資産マネジメント課 | 指摘する事項はなかった。 |
| 財政部 契約課 | 指摘する事項はなかった。 |
| 企画調整部 公共交通課 | 指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 業務委託契約事務において、次のようなものがあった。 (1) 仕様書に記載されていない業務内容が見積書に含まれたまま契約され、実績報告書においてその履行が確認できないもの ・ やまがたMa a S拡充事業支援業務 (2) 仕様書において、別途締結することとされている契約が締結されていないもの |

| | |
|----------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市コミュニティサイクル運営管理業務 ・ 山形市コミュニティサイクル追加導入及び運営管理業務 <p>意見</p> <p>次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市M a a S 導入継続事業運営支援業務委託及びやまがたM a a S 拡充事業支援業務委託について、その事務の管理及び執行が経済的、効率的かつ効果的であるかについて検証を要するものと思われる。</p> <p>当該業務委託は、将来にわたって利便性が高く、効率的で効果的なM a a S の導入を継続し、公共交通の利便性を図り「自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境の構築」を目指すために実施されている。</p> <p>当該2つの委託業務費は合計23,397千円であり、当該システムを通じて販売されたデジタルチケットの実績は882枚で、1日あたりに換算すれば約2.42枚である。</p> <p>販売されたチケットの数字を見る限りにおいては、その利用が広く市民に浸透しているとは言い難い状況となっている。</p> <p>誰もが快適に利用できる公共交通網の構築を目指し、実施している事業である旨、十分認識しているところではあるが、事業の実施にあたっては、その費用と効果について再度検証のうえ、広い意味で市民の福祉の増進に寄与する事業となることを望むものである。</p> |
| <p>文化スポーツ部 文化創造都市課</p> | <p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 やまがたクリエイティブシティセンターQ1の施設管理において、消防法施行規則に定められた回数の消防訓練を実施していなかった。</p> <p>意見</p> <p>次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 やまがたクリエイティブシティセンターQ1管理運営業務の委託契約事務において、委託料の精算について検証が必要であるものと思慮される点があった。</p> <p>当該委託契約の業務内容は①交流ルームの貸出②施設の維持管理③広報に関すること④その他⑤定例報告である旨仕様書に記載されている。</p> <p>一方、市は委託先である事業者と別途Q1の建物の一部について行政財産の賃貸借契約を締結しており、契約書第10条には、賃貸物件を第三者に転貸できる旨記載されている。</p> <p>当該委託料の精算にあたり、建物の転貸により生じた収益からQ1の維持管理等に要した経費及び転貸に伴い生じた経費を差し引き、残額が生じた場合はその一定割合を市の収益とみなし、委託料から差し引いていた。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>しかしながら、行政財産賃貸借契約書には、当該物件を第三者に転貸することができる旨記載されているが、転貸料と市の関わりについては、何ら記載されていない。</p> <p>これらのことから、委託料の精算においては、別途契約されている行政財産賃貸借契約に伴って生じた収支を併せて精算することについて、検証が必要であるものと思慮される。</p> <p>2 行政財産やまがたクリエイティブシティセンターQ1の貸付に係る法令の解釈について検証が必要であるものと思慮される点があった。</p> <p>地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産は原則、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないとされている。</p> <p>例外として貸付等ができる場合は、同条第2項第4号「その床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合」とされているところであり、同法施行令第169条の3「庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合」と規定されている。</p> <p>当該物件は、山形市が掲げる2大ビジョンのひとつである「文化創造都市」を推進するための拠点となる施設として位置づけられており、同法に規定する「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」に該当するかについては、検証が必要であるものと思慮される。</p> <p>なお、公民連携を軸とし、行政財産の貸付けの手法を用いた事業スキームは、全国的にも先進的な事例であり、視察も多く来ていることから、事業は順調に推移しているものと推察している。</p> <p>今後の事業の遂行にあたっては、再度法令等の解釈を含め検証し、「文化創造都市」のさらなる活性化に繋がるよう対応されることを望むものである。</p> |
| <p>都市整備部 河川整備課</p> | <p>指摘する事項はなかった。</p> |

イ 行政監査

| 部課等名 | 監査の結果 |
|----------------------------|-----------------------|
| <p>財政部 資産マネジメント課</p> | <p>該当する監査項目はなかった。</p> |
| <p>財政部 契約課</p> | <p>該当する監査項目はなかった。</p> |
| <p>企画調整部 公共交通課</p> | <p>指摘する事項はなかった。</p> |
| <p>文化スポーツ部 文化創造都市課</p> | <p>指摘する事項はなかった。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>都市整備部 河川整備課</p> | <p>指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 最上川上流村山地区改修期成同盟会の経理事務において、請求書兼支出命令書に記載された年度等に誤りがあった。</p> |
|------------------------|--|

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。